

## 報告第 2 号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 4 年 11 月 22 日
- 2 損害賠償額 114,620 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 4 年 10 月 4 日午後 4 時 40 分頃、市内久野の相手方家屋において、環境保護課職員が天井裏にできたスズメバチの巣の駆除をしようとしたところ、作業中に天井材の一部を破損させた。